

平成 18 年 10 月 24 日

リース会計専門委員会における検討状況  
試案に対するコメントへの対応

1. 専門委員会実施状況

- コメントの分析、対応のために、現在まで専門委員会を 4 回開催している。
- 前回の委員会（第 113 回）での審議（賃貸借に準じた処理の廃止の方向性の確認）に基づき、通常の売買取引に準じた処理に対するコメントの対応案を検討中である。

2. 通常の売買取引に準じた処理に対する主なコメントと対応案

	主なコメントの内容	対応案
<b>範囲</b>		
1) 指針 79 項、80 項	土地、ソフトウェア、複合取引の取扱い明示すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不動産のリースに関する取扱いの新設する。</li> <li>• ソフトウェアについては、ソフトウェア自体の会計処理（支払費用の構成要素ごとの分解など）が、十分には確立されていない面もあり、今回は取り上げない。</li> <li>• 複合的な取引の一般的な考え方を結論の背景で触れる。</li> </ul>
<b>ファイナンス・リース取引の判定基準</b>		
2) 指 針 10 項	特別仕様物件については、実務上、その汎用性の有無を判定することが困難な場合も少なくない。規程は削除するか、もしくは、形式基準を設けるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特別仕様物件の削除については、今回の検討の範囲を超えているのではないか。削除する特段のニーズはあるか。</li> <li>• 特別仕様物件の形式基準については、設定が容易でなく、また潜脱行為を誘発する危険があり、設けない。</li> </ul>
<b>ファイナンス・リース取引の会計処理（全体）</b>		
3) 基準	リース取引開始日を定義するべきである。	リース取引開始日を定義する。

審議事項(4)

9 項		
<b>所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理 - 借手</b>		
4) 同上	非上場の連結子会社については、借手・貸手とも、中小企業と同様の扱いを認めるべきである。	我が国の連結原則は、親子での会計処理の統一を求めており、個別財務諸表基準性の原則を採用している。他の基準で、連結子会社について特別な取扱いを行っているものはなく、難しいと思われる。
<b>所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理 - 貸手</b>		
5) 同上	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸手の基本となる会計処理の三つの方法について</p> <p>(1)リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法</p> <p>(2)リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法</p> <p>(3)売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業の取引実態にあわせて適用するように規定すべきである。</li> <li>▶ 主に割賦販売取引を行っていない企業に対して(1)の方法を認めた場合には、異常な売上高及び売上原価が計上され適正な期間比較を妨げる事態が予想される。</li> <li>▶ 販売型の場合は売上高を認識すべきと考えられるが、それ以外のリース取引(直接金融型)の場合には売上高を認識しないことが望ましい</li> <li>▶ (1)(3)の方法は、売買又は金融の方法なので(2)に統一すべき。</li> </ul>	企業の取引実態による旨を記載し、結論の背景で(1)から(3)の想定を記載する対案を記載する。
<b>ファイナンス・リース取引の表示</b>		
6) 基準 17 項、指 針 16 項	貸手側のリース債権およびリース投資資産については通常の営業循環取引に基づくものとして流動資産に表示することとしているが、ワンイヤールールを適用すべきものもあるのでは。	企業会計原則を引用し、当該企業の営業の主目的か否かで取扱いを変える。
<b>ファイナンス・リース取引の注記</b>		

## 審議事項(4)

7) 基準 19 項、21 項	貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの返済（回収）予定額及び 5 年超の返済（回収）予定額は、1 年以内と 1 年超に区分されていれば十分である。	重要性がある場合には、借入金明細表の記載を踏まえて 5 年情報を記載し、重要性がない場合には、注記を省略できることとしてはどうか。
<b>適用初年度の取扱い</b>		
8) 指針 72 項	変更の影響額を利益剰余金処理することも検討すべきでは。	左記を反映した対案を提示。
(借手)		
9) 指針 74 項	適用初年度の例外規定は、当該リース取引が重要でない場合に限定することが望ましい。	左記を反映した対案を提示。
(貸手)		
10) 指針 77 項	適用初年度の取扱いに関して、貸手側がリース取引を主たる事業としている企業の場合は、例外(適用前の取引の注記処理)は適用できないとしているが、理由がないため、認めるべきである。	基本的には、重要性がある場合に、リース資産処理とリース債権（リース投資資産）処理が混在するのは、明瞭性に欠けると思われる。 ただし、8)のとおり利益剰余金処理は別途検討する。 また、過去契約分についてのみ、定額収益計上処理を認める案を対案として提示。
11) 指針 77 項	航空会社において、過去に組成したリース取引に試案が採用されると、重大な影響を及ぼしかねず、最悪の場合、当該リース契約が解除される可能性がある（約 5,000 億円）。引き続き賃貸借処理を適用できるよう、変更願いたい。	ペンディングとしている。左記のようなリース取引のように、資産の取得を繰り返さないような場合には、処理が混在することはないと想定されるが、適用前の取引の注記処理を認める余地はあるか。

以 上